



Title	未完のプロジェクトとコミュニケーション：カント、ハーバーマス、バトラーを手がかりに
Author(s)	舟場，保之
Citation	大阪大学，2003，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44584
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	ふな ば やす 之
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 18182 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 15 年 10 月 16 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学 位 論 文 名	未完のプロジェクトとコミュニケーション—カント、ハーバーマス、パ トラーを手がかりに—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 里 見 軍 之 (副査) 教 授 中 岡 成 文 助教授 入 江 幸 男

論 文 内 容 の 要 旨

本論文はカントによる倫理学の基礎づけを現代の討議倫理学によって補完ないし変換しつつ、他方で討議倫理学の不十分さをカントの「啓蒙」のアイデアによって正そうとするものである。

「第 1 部 カント哲学のコミュニケーション論的転回」においては、カントによる道德原理の基礎づけがモノローグ的な段階にとどまっているところから、カントの普遍主義を継承しつつそれを理性的存在者間のコミュニケーションによるものと捉えるクルマン等の討議倫理学の見解を採用すべきことが述べられる。他面カントの啓蒙主義にまつわる論稿のなかには実は独我論を超える重要な提案がなされていること、コミュニケーションにおいてはじめてカント的啓蒙が実現されるものであることを筆者は明らかにしている。すなわち、カントは教会や大学や国家等の特定の共同体の内部でのみ有効な「理性の私的使用」と世界市民的立場の「理性の公的使用」を峻別しており、そして既存の規範に依拠することなく、「自分で考える」という啓蒙の本意を生かして、「私的」なものへ異議を申し立てる可能性を主張しているとされている。さらに筆者はカントの理論哲学においてさえ、コミュニケーション論を読み取ることができることを考証している。

「第 2 部 コミュニケーション論の諸問題」では、第 1 部におけるカント哲学のコミュニケーション論的変換の議論を受けて、今度は、自己の立場を究極的に基礎づけるか否かという点をめぐる討議倫理学内部での諸派の論争を再構成しつつ、討議倫理学の妥当性を検討している。すなわち、一方のアーペルやクルマンの超越論的言語遂行論はコミュニケーション的状况をその背後に遡ることの不可能なものとして究極的な基礎づけ、他方のハーバーマスの普遍的語用論はあくまで可謬主義的であろうとしてコミュニケーションにおける了解関係を特定の生活世界あるいは共同体に相対的なものとみなし、究極的なものを排除するのであるが、筆者は後者のもつ問題点を明らかにしつつ前者の立場を擁護している。つまり普遍的語用論は形而上学に陥るまいとして、自己の理論の拠り所を事実上他の選択肢がないという「われわれの生活世界の事実」に固執するしかなくなると言うのである。こうしてハーバーマスにとって近代は「未完のプロジェクト」だったはずであるのに、特定の国家の枠内でのみ妥当性をもつ法規範を押し立てることになってしまったとされ、そこでやはり求められるべきはカントの言う「理性の公的使用」であり、公開性の原理であるとされる。

「第 3 部 諸問題とコミュニケーション論」においては、現実の具体的問題を前にして、可謬主義の論者は言うまでもなく、基礎づけ主義者でさえいかに「理性の私的使用」に陥りやすいものであるかが詳らかにされている。ハー

バーマスが権力の形成を目的論的な行為によってではなく、コミュニケーション的行為によって説明しているとして高く評価するアーレントも、結局はその拠り所を「共同体感覚」に置いているし、ハーバーマスも、彼がドイツ国民の伝統的アイデンティティを再興しようとするに過ぎないとして否定する歴史修正主義者と同様、最終的には「ドイツのメンタリティ」を持ち出すのであり、さらには道德原理の普遍的な基礎づけを可能だとするクルマンさえ、「道徳的な日常的直観」を無批判に提起してしまっているのである。これらの論者の拠り所とするものはカントの言う「理性の私的使用」の実例でしかなく、本当に重要なことはあくまで「理性の公的使用」という視点なければならないと筆者は論じる。

「結び トラブルと遂行的矛盾」では、「理性の公的使用」の重要な例を、普遍的なものの内容を吟味し変更を求める「遂行的矛盾」ともなった異議申し立てが必要であるというバトラーの議論のなかに見出している。

論文審査の結果の要旨

本論文はまず道德原理を基礎づけようとしたカントの問題をとりあげる。そして、定言命法に集約されるカントが提出した原理を、主観的誠実性、命題的真理性、規範的正当性という「有意味に論証する者」が侵すことができず、不当なコミュニケーションであっても前提せざるをえない原理、すなわち討議倫理学が背後遡行不可能なものとして提起した原理に読み替える。次に討議倫理学そのものの当否を検討する。そして、討議倫理学も具体的な問題に当たっては「道徳的な日常的直観」等という普遍的なものとは言えない拠り所を持ち出してしまうところから、ここにはカントの言う世界市民的立場による「理性の公的使用」という視点を導入すべきことが論じられる。このように本論文はカントの実践哲学の再考としても、現代の有力な倫理学である討議倫理学またはコミュニケーション論をさらに展開するためにもきわめて重要な、意義を有している。

行論の細部についても興味深い論点が認められる。例えば、カントが理論哲学において論じた第三アンティノミー（世界には自然因果性しかないか、それとも自由による因果性もあるかというもの）も討議倫理学の視点を導入すれば整合的に説明できるという解釈、あるいはハーバーマスがわずかに取り上げたに過ぎない「理性の公的使用」という概念を筆者のキーワードとして重用する議論等である。

ところで、本論文には道德原理の基礎づけの成否に関わる、もう少し議論を整理すべき点も残っている。すなわち、討議倫理学が原理とする背後遡行不可能な原理、すなわちそれを侵犯すれば「遂行的矛盾」に陥ってしまうという原理が道德原理の基礎づけのために不可避だとされながら、他方で、バトラーの理論を重視するに際しては「遂行的矛盾」に積極的に意義を認めているのだが、そうすると「遂行的矛盾」に良いものと悪いものがあることになる。双方の概念が同じ内包をもつのなら、かの基礎づけも十分に果たされるとは言えないことになるし、明確に区別されるべきであれば、その異同の根拠を示さなければならないことになるだろう。また、伝統に囚われ過ぎているとして筆者が批判する新アリストテレス主義に対しても、これを「理性の公的使用」という理想を携えて一気に乗り越えるべしという提案だけではやや弱いのではないか。すなわち、歴史の重みをもう少し踏まえた上での提案でなければならないのではないか。

しかしながら本論文が独創的なカント解釈を展開し、かつ今後の討議倫理学の形成に重要な役割を果たすであろうことは疑いえない。よって本審査委員会は本論文を博士（文学）に相応しいものと認定する。